



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

5	生活保護法による指定介護機関の廃止	(福祉保健総務課).....	1
6	生活保護法による介護機関の指定	(").....	2
7	"	(").....	2
8	日高町土地改良区の役員の就退任	(農業農村整備課).....	2
9	農用地利用配分計画の認可の申請	(経営支援課).....	3
10	"	(").....	4
11	農用地利用配分計画の認可	(").....	4
12	保安林の指定の解除予定	(森林整備課).....	4
13	保安林の指定の解除	(").....	4
14	保安林の指定施業要件変更予定に係る通知の相手方の所在の不明	(").....	5
15	和歌山県景観計画の変更	(都市政策課).....	5

○ 公安委員会告示

1	技能検定員審査及び教習指導員審査の実施	5
---	---------------------	-------	---

○ 公告

	軽油引取税免税証の無効	(税務課).....	6
	和歌山県NPOサポートセンターの指定管理者の指定	(県民生活課).....	6
	和歌山県立青少年の家及び紀北公園の指定管理者の指定	(青少年・男女共同参画課).....	7
	都市計画の案の縦覧	(都市政策課).....	7
	"	(").....	9
	"	(").....	10

告 示

和歌山県告示第5号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。)により指定した介護機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成27年1月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
串本町	東牟婁郡串本町串本2175の1	国保直営串本病院	東牟婁郡串本町串本2175の1	訪問看護・居宅療養管理指導・予防訪問看護・予防居宅療養管理指導	平成23.11.1

特定非営利活動法人 あいらんど	東牟婁郡串本町二色 371-3	NPO法人あいらんど	東牟婁郡串本町二色 501-3	訪問介護・居宅介護 支援・予防訪問 介護	平成 26. 6. 1
--------------------	--------------------	------------	--------------------	----------------------------	----------------

和歌山県告示第6号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成27年1月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
串本町	東牟婁郡串本町串本 1800	くしもと町立病院	東牟婁郡串本町サン ゴ台691-7	訪問看護・訪問リ ハビリテーション ・居宅療養管理指 導・介護予防訪問 看護・介護予防訪 問リハビリテーシ ョン・介護予防居 宅療養管理指導	平成 23. 11. 1
特定非営利活動法人 あいらんど	東牟婁郡串本町二色 371-3	NPO法人あいらんど	東牟婁郡串本町二色 505-1	訪問介護・居宅介 護支援事業・介護 予防訪問介護	平成 26. 6. 1

和歌山県告示第7号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成27年1月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人高瀬会	東牟婁郡古座川町高 瀬353番地	高瀬会訪問介護ステ ーション串本	東牟婁郡串本町串本 256番地	訪問介護・介護予 防訪問介護	平成 26. 12. 15
社会福祉法人高瀬会	東牟婁郡古座川町高 瀬353番地	南紀ケアプランセン ター串本	東牟婁郡串本町串本 256番地	居宅介護支援事業	平成 26. 12. 15

和歌山県告示第8号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により日高町土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成27年1月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 退任した役員（平成26年11月30日退任）

職名 氏 名 住 所

理事	松本秀司	日高郡日高町大字志賀993番地
理事	久保幸市	日高郡日高町大字高家578番地
理事	野田善啓	日高郡日高町大字荊木1266番地
理事	中筋智章	日高郡日高町大字荊木926番地の8
理事	栗田清	日高郡日高町大字萩原343番地
理事	尾崎弘美	日高郡日高町大字萩原468番地の2
理事	湯川正文	日高郡日高町大字高家298番地
理事	岡本慶治	日高郡日高町大字小中1144番地
理事	柳木良一	日高郡日高町大字小中828番地の4
理事	高見求	日高郡日高町大字志賀536番地
理事	力津俊博	日高郡日高町大字志賀658番地
理事	白井隆	日高郡日高町大字小池306番地
理事	津村利治	日高郡日高町大字志賀802番地
理事	池内守夫	日高郡美浜町大字和田1343番地
理事	中岡利平	御坊市湯川町富安1902番地5
監事	清水英敏	日高郡日高町大字荊木912番地
監事	前田元市	日高郡日高町大字高家1041番地
監事	北垣好信	日高郡日高町大字志賀575番地

2 就任した役員(平成26年12月1日就任)

職名	氏名	住所
理事	松本秀司	日高郡日高町大字志賀993番地
理事	久保幸市	日高郡日高町大字高家578番地
理事	野田善啓	日高郡日高町大字荊木1266番地
理事	中筋智章	日高郡日高町大字荊木926番地の8
理事	栗田幹	日高郡日高町大字萩原318番地
理事	笠松理	日高郡日高町大字萩原478番地
理事	湯川正文	日高郡日高町大字高家298番地
理事	坂本宏	日高郡日高町大字小中768番地
理事	柳木良一	日高郡日高町大字小中828番地の4
理事	高見求	日高郡日高町大字志賀536番地
理事	力津俊博	日高郡日高町大字志賀658番地
理事	白井隆	日高郡日高町大字小池306番地
理事	稲葉益穂	日高郡日高町大字志賀841番地
理事	池内守夫	日高郡美浜町大字和田1343番地
理事	中岡利平	御坊市湯川町富安1902番地5
監事	清水英敏	日高郡日高町大字荊木912番地
監事	前田元市	日高郡日高町大字高家1041番地
監事	津村利治	日高郡日高町大字志賀802番地

和歌山県告示第9号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から平成26年12月19日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び日高振興局地域振興

部農業振興課に備え置いて、平成27年1月22日まで縦覧に供する。

平成27年1月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成26年度第10号	日高郡日高町大字原谷字岩ノ谷17外1筆

和歌山県告示第10号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から平成26年12月22日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び那賀振興局地域振興部農業振興課に備え置いて、平成27年1月22日まで縦覧に供する。

平成27年1月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成26年度第11号	紀の川市上田井字脇ノ嶋1155-1

和歌山県告示第11号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、次の土地に関する農用地利用配分計画を平成26年12月24日に認可した。

平成27年1月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成26年度第6号	御坊市野口字六反374-1外4筆
平成26年度第7号	日高郡みなべ町東神野川字帆柱206外7筆

和歌山県告示第12号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成27年1月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 解除予定保安林の所在場所 田辺市上秋津字野久保3725の1（次の図に示す部分に限る。）、3725の2、3725の3、3726の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局地域振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第13号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成27年1月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除に係る保安林の所在場所 日高郡由良町大字神谷字重山465の8、465の11、465の12
- 2 保安林として指定された目的 魚つき
- 3 解除の理由 道路用地とするため

和歌山県告示第14号

平成26年和歌山県告示第1488号（以下「告示第1488号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を紀美野町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成27年1月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 所在が不分明である通知の相手方
和歌山市関戸三丁目8番40号
中山卓也
- 2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件
告示第1488号のとおり

和歌山県告示第15号

景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項の規定に基づく和歌山県景観計画を変更したので、同法第9条第8項において準用する同条第6項の規定により告示し、当該景観計画の図書を和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課において公衆の縦覧に供する。

なお、この計画は、平成27年4月1日から施行する。

平成27年1月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第1号

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「国家公安委員会規則」という。）第1条及び第10条第1項の規定により、技能検定員審査及び教習指導員審査を次のとおり実施する。

平成27年1月9日

和歌山県公安委員会委員長 片 山 博 臣

1 審査の種類等

種 類	内 容	期 日	場 所
技能検定員審査（大型） 技能検定員審査（中型） 技能検定員審査（普通） 技能検定員審査（大特） 技能検定員審査（大自二） 技能検定員審査（普自二） 技能検定員審査（牽〔けん〕引） 技能検定員審査（大型二種） 技能検定員審査（中型二種） 技能検定員審査（普通二種）	技能検定に関する技能及び知識	平成27年2月19日（木）	和歌山市西1番地 交通センター内 和歌山県警察本部 交通部運転免許課
教習指導員審査（大型） 教習指導員審査（中型）			

教習指導員審査（普通） 教習指導員審査（大特） 教習指導員審査（大自二） 教習指導員審査（普自二） 教習指導員審査（牽〔けん〕引） 教習指導員審査（大型二種） 教習指導員審査（中型二種） 教習指導員審査（普通二種）	教習に関する技能及び知識		
--	--------------	--	--

2 申請手続

(1) 申請の受付期間

平成27年1月9日（金）から同月20日（火）までの毎日（ただし、土、日曜日及び祝日を除く。）午前9時から午後5時まで

(2) 申請場所

和歌山市西1番地 交通センター内 和歌山県警察本部交通部運転免許課

(3) 申請に必要な書類等

ア 運転免許証

イ 審査申請書（申請場所で所定の用紙を交付する。）

ウ 国家公安委員会規則第17条各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

エ 写真（申請前6か月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの無帽、正面、上三分身、無背景のもの）1枚

(4) 審査手数料

ア 教習指導員審査手数料

15,000円を超えない範囲内において和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）で定める額

イ 技能検定員審査手数料

23,500円を超えない範囲内において和歌山県使用料及び手数料条例で定める額

3 審査についての問い合わせ先

和歌山県警察本部交通部運転免許課運転免許試験場教習所係（電話073-473-0110 内線363）

公 告

公 告

次の軽油引取税免税証は、紛失した旨の届出があったので、平成26年12月18日以降無効とする。

平成27年1月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

免税証の種類	業 種	記 号 番 号	枚 数	有 効 期 限	交付した事務所	紛失年月日
10リットル券	船舶	8466581 ） 8466582	2枚	平成26年7月14日から 平成27年1月13日まで	紀南県税事務所	平成26年12月18日

※ 記号番号は、免税証（表面）の8桁目から14桁目までの数字です。

公 告

和歌山県NPOサポートセンター設置及び管理条例（平成17年和歌山県条例第64号）第8条の規定により、和歌山県NPOサポートセンターの指定管理者を次のとおり指定した。

平成27年1月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定管理者 特定非営利活動法人わかやまNPOセンター
和歌山県和歌山市美園町五丁目6番12号
- 2 指定の期間 平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

公 告

和歌山県立青少年の家設置及び管理条例（平成12年和歌山県条例第7号）第8条第1項及び和歌山県都市公園条例（昭和34年和歌山県条例第32号）第18条第1項の規定により、和歌山県立青少年の家及び紀北公園の指定管理者を次のとおり指定した。

平成27年1月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定管理者
 - (1) 和歌山県立紀北青少年の家及び紀北公園
和歌山県立紀北青少年の家管理運営コンソーシアム
（代表となる団体）
紀北青少年の家運営協議会
和歌山県伊都郡かつらぎ町西飯降62番地の3
（構成員）
大揚興業株式会社
和歌山県和歌山市新通二丁目10番1
 - (2) 和歌山県立白崎青少年の家
クリーン興商・南海ビルサービス企業体
（代表となる団体）
クリーン興商株式会社
和歌山県有田郡有田川町小島433番地の5
（構成員）
南海ビルサービス株式会社
大阪府大阪市中央区難波五丁目1番60号
 - (3) 和歌山県立潮岬青少年の家
特定非営利活動法人潮岬おもしろらんど体験学習推進協議会
和歌山県東牟婁郡串本町出雲1614番地の53
- 2 指定の期間 平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

都市計画の案の縦覧の公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、和歌山県に意見書を提出することができる。

平成27年1月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 都市計画の種類及び名称
和歌山都市計画道路

2 都市計画を変更する土地の区域

削除する部分

和歌山県和歌山市北島字内座、鶴ノ島、宇久保里、中ノ坪、池宮、邸内、鶴南ノ坪

野崎字南側、破瀬折

狐島字長畑、宇治部、淵ノ側、西川原、大樋ノ口、長畑、北浦、開根、東淀屋

島橋東ノ丁、島橋南ノ丁、島橋西ノ丁

松江字東来所、東樋ノ口、千本免、千本曲面、仁嶋、西樋ノ口、鶴ノ木、山下、上山

松江東4丁目、松江東2丁目、松江北1丁目、松江北2丁目、松江中2丁目、松江北5丁目、松江北6丁目、松江北7丁目、松江中1丁目、松江中3丁目、松江西1丁目、松江西3丁目

古屋字宮ノ坪、南ノ坪、海面井松、西開、山開、保シ木、五反田、ウルス

西庄字新開、中浜、外浜、荘畑、南西岡、オムラゲ、茶畑、石裏、国ヶ坪、前田、土井、平ノ口、駒ヶ崎、大道畑、八反田、西池ノ内、芝前畑、内作り、七反田、松和田、出口、佃

木ノ本字夏目、小塚、前田、村ノ東、宇津輪坪、石橋、室ノ前、土ノ上ノ坪、前島榎原字小作、金山、西中道、石ノ坪、東中道、新免、道免、宮ノ前

中字神子田坪、鳥居本坪

福島字小路口、寺面、葭原、宇津堀、川端坪、壹本木、小金堀

粟字重道ノ坪

市小路字石代、天王

梶取字沢之前、森

善明寺字島田、露、江ノ口

船所字久保古、法伝木

楠見中字本傳木、城之口、弾塚

市小路字松ノ花

湊字堤外坪、谷ノ坪、御膳松坪、口ノ坪

松江字向鶴島、外鶴ノ島

湊1丁目、湊2丁目、湊4丁目

中之島字西垣内

西浜字西ノ坪、大浦東山、大浦ノ坪、西山

雑賀崎字溜井谷、泊り上、東

田野字次郎松谷、宮之上、北山、東山

新和歌浦、和歌浦南1丁目、和歌浦西2丁目、和歌浦南3丁目、和歌浦南2丁目

布引字尾寄

内原字向畑、福井原、大垣内、中濱、戒塚、前濱、堀之窪、番田、名田、開キ、岩崎、上ノ塩田、辻ノ江

冬野字砂山、申和田

谷字鳥居前、馬場東、東日吉

湯屋谷字日吉、花小谷、山ノ下

和佐関戸字河添、貝蔵

布施屋字川原田、高田、南浦、田浦

吐前字田浦、堀田、井戸ノ手、押村

大垣内字田出原、堀溝

東田中字下井、千内
新庄字庄田、明見田、辻之内
下三毛字神木、里ノ前、三毛田、栞原、東山田
上三毛字岡寺、西垣内、東垣内、東山田

変更する部分

和歌山県和歌山市福島字西向坪

梶取字吉原

野崎字中州

狐島字堂山

西庄字早房、後田、北西岡、汐垣内

善明寺字鶴目田

楠見中字久保理

北島字字久保理

東仲間町2丁目

湊字西之坪

西浜字西ノ坪

新和歌浦、和歌浦西1丁目、和歌浦中1丁目、和歌浦中3丁目、和歌浦東4丁目

布引字南出

冬野字蟹田

谷字池尻

和佐関戸字太郎坊

3 都市計画の案の縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

和歌山市まちづくり局都市計画部都市計画課

4 縦覧期間

平成27年1月9日から同月23日まで

都市計画の案の縦覧の公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、和歌山県に意見書を提出することができる。

平成27年1月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 都市計画の種類及び名称

和歌山都市計画道路（3・3・9号西脇山口線）

2 都市計画を変更する土地の区域

変更する部分

和歌山県和歌山市山口西字流坪、藤田字流

3 都市計画の案の縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

和歌山市まちづくり局都市計画部都市計画課

4 縦覧期間

平成27年1月9日から同月23日まで

都市計画の案の縦覧の公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、和歌山県に意見書を提出することができる。

平成27年1月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 都市計画の種類及び名称
和歌山都市計画道路（3・2・5号松島本渡線）
- 2 都市計画を変更する土地の区域
変更する部分
和歌山県和歌山市和田字佃、深田
 吉原字広田
 広原字川越
 冬野字樋ノ浦、三ツ又
- 3 都市計画の案の縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課
和歌山市まちづくり局都市計画部都市計画課
- 4 縦覧期間
平成27年1月9日から同月23日まで